

第百十六号議案

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表一の項中「四二、六八六人」を「四二、七二一人」に、「二、五一八人」を「二、五二一人」に、「二五、五二六人」を「二五、五四七人」に、「二三、四八九人」を「二三、五〇〇人」に改め、同表計の項中「四五、七〇一人」を「四五、七三六人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方警察職員の定員を改める必要がある。